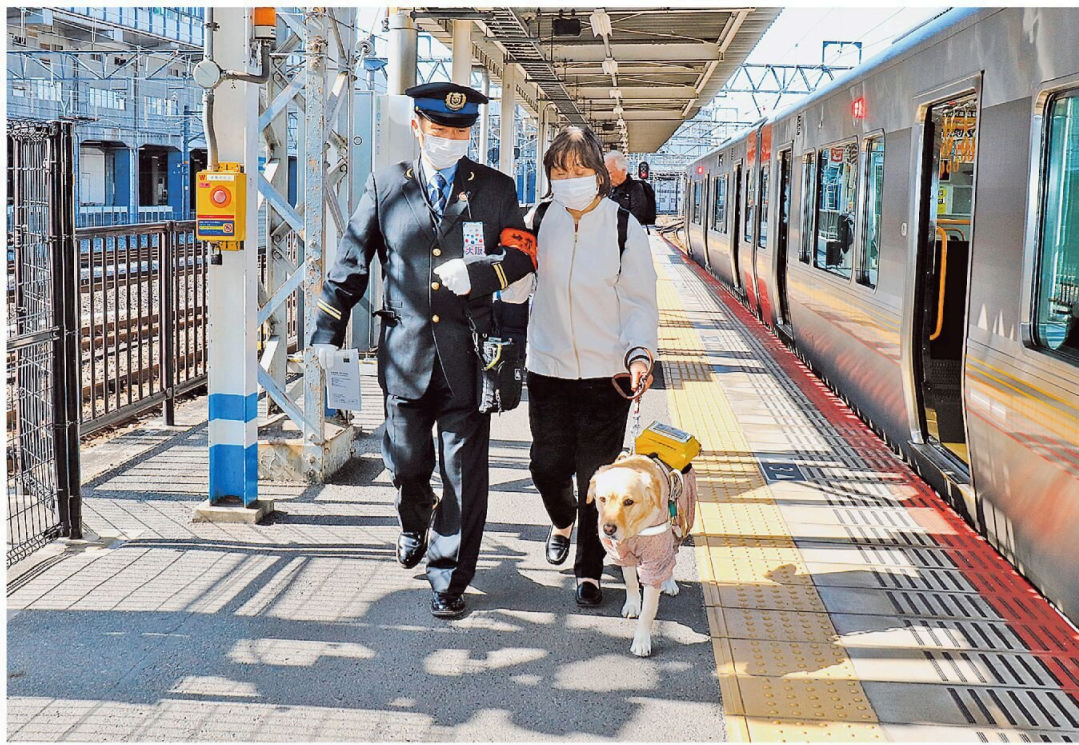


1面から続く

を見ながら歩く人が多く、ぶつかりそうになったことが何度もあったからだ。

10日午前9時過ぎ、JR岡山駅。通勤、通学ラッシュが落ち着いたとはいえ、多くの駅利用者が行き交う。ホームには盲導犬を連れて歩く鈴木鈴子さん(64)岡山北区東古松の姿があった。駅員が付き添い、人をよけながら誘導していく。月に1、2回、鉄道を利用する鈴木さんは必ず駅員の介助を依頼している。スマートフォン



駅員の介助を受けながら、駅のホームを歩く鈴木さん(10日、JR岡山駅)

障害者への合理的配慮 民間も義務化

個別に判断必要 建設的対話が鍵

だが、浸透には課題も浮かぶ。具体的な対応として、飲食

店を利用する視覚障害者にメニューや値段を読み上げたリ、ホテルで耳の不自由な人のやりとりで筆談やタブレット端末を取り入れたりすることが想定される。その一方で、提供する範囲は「本来の業務に付随するものに限り」とされ、事業者の負担が過重になる場合は除かれる。

内閣府が示した例では、レストランで食事の介助を求められても、介助は事業の一環ではなく、断つても義務に反しない。ただ、個別のケースごとに判断が必要とされ、線引きは曖昧だ。「過重な負担」も企業の規模に応じて異なるため、障害者と事業者双方に戸惑いが広がりがかねない。

曖昧な線引き

合理的配慮の提供は、2016年4月施行の障害者差別解消法で行政機関に義務付けられた。当初は努力義務だった民間事業者も提供を義務とする改正法が21年5月に成立。準備期間を経て施行された。配慮を拡大するのが狙い

でもそも合理的配慮の認知度は低い。岡山県が昨年5月7月に行った県民意識調査で

は、同法を「聞いたことがある」を含め知っている割合は3割弱で、そのうち合理的配慮を知っていたのは4割に満たなかった。周知や啓発が不可欠だ。

岡山県は16年から障害者への理解を深める「あいサポート運動」で、企業や団体に合理的配慮の具体例を紹介する研修を取り入れた。改正法施行を受け、24年度は研修を年40回に倍増させ、視覚障害者への代読代筆を担うヘルパーを養成する研修も始める方針という。県障害福祉課は「まず自分たちに何ができるのかを

考えてもらいたい。あいサポート運動を通じて周知の徹底を図っていく」とする。

二択ではなく

合理的配慮を提供する上で、特に重要なポイントになるのが障害者と事業者双方の「建設的対話」とされる。岡山市障害者基幹相談支援センター(岡平田)の村上真センター長は「できる、できないの二択ではなく、どうすればできるのかを意見を交わしながら探る必要がある」と指

摘する。

「充実した4年間を過ごせ、感謝しきれない」。先天性の障害のため車いすを利用する公務員藤本彩加さん(25)岡山県市立大(総社市窪木)で市立大(総社市窪木)で学生生活をこう振り返る。藤本さんは通学でJR岡山

駅から桃太郎線(吉備線)を利用し、大学最寄りの服部駅で降車。入学前、列車とホームの間に隙間や段差があることを知り、JR側に車いす用スロープの利用を申し出た。岡山駅は駅員が対応するとの回答を得たが、服部駅は無人駅のため難しいと断られたという。無人駅に駅員を配置するのは過重な負担となり、合理的配慮を欠くとは言えない。藤本さんは大学にも相談し、3者による協議の末、ある解決策にたどり着いた。行きは藤本さんがJRに乗車時間を事前に伝え、近くの総社駅から駅員が到着時間に合わせて服部駅に向かう。時間が不規則な帰りは友人や教員が対応する。同社は講習を受けることを条件に、学生らが列車にスロープをかけることを認めた。「まさに建設的対話から生まれた好事例(県障害福祉課)だった。

「JRや大学が親身になって考えてくれたことがうれしかった。こうした取り組みがもっと広がれば、誰もが暮らしやすい社会になるはず」。藤本さんは強く願っている。

(岸岸一)

川島聡・放送大教授

過度に恐れず、できることをして

障害者の権利に詳しい川島聡・放送大教授(障害法)は合理的配慮が広く浸透することで「障害がある人もない人も、誰もが生きやすい社会になる」と強調する。(三宅信行)

障害者が社会の中で暮らす際に直面するさまざまな「バリアー(障壁)」を取り除くというのが「合理的配慮」。これは物理面だけでなく、コミュニケーションやルールなども含めてバリアフリーにするということだ。

会議でのコミュニケーション方法もそうだ。口で話して耳で聞く音声言語が暗黙のルールとなっているが、耳が聞こえない聴覚障害者がいる場合はルールを

変更して参加できる環境を整えなければならない。手話通訳者を用意したり、文字通訳を使ったりといった障壁を取り除く手法は、当事者である障害者が一番望んでいるやり方にするのが大切になる。

改正障害者差別解消法で、事業者側には過重な負担にならない限り合理的配慮の提供が義務付けられた。

では、どこまでが過重な負担なのか。事業への影響や費用負担、実現可能性の程度などを客観的、総合的に判断することが求められる。その上で、過重負担であれば理由を丁寧に説明して障害者に納得してもらい、別の方法を一緒に探って落としどころを見つけ

る。重要なのは、合理的配慮が障害者と提供者側の建設的な対話を通じて行われることだ。

事業者は合理的配慮を過度に恐れることはなく、できる配慮をすれば良いだけ。ただ効率を考えると、できることも面倒だからやりたくないとなってしまう。障害者差別解消法はある種、「障害者抜きの効率」を追求していく社会にストップをかけるという意味がある。

特に大学など高等教育の分野では、合理的配慮の理解が比較的進んでいる印象がある。一方、そうではない分野はまだ多く、広報啓発は大きな課題の一つだ。

障害者にとっては社会参



オピニオン

加を当たり前にする改正法だが、中には遠慮してしまう障害者がいるかもしれない。事業者側は障害者が要望を言いやすくする環境の整備も必要だろう。改正法施行で、障害があってもなくても安心して暮らせる共生社会が一層進んでいくことが期待される。

暮らしやすい社会へ



耳の不自由な人との接客に活用するコミュニケーションボード。文字や数字が記載され、指で示しながらやりとりする=トマト銀行本店

合理的配慮のポイント

- 過重な負担にならない範囲で行う
- 本来の業務に付随するものに限られる
- 個別のケースに応じて検討する必要があり、前例がないことは断る理由にならない
- 障害者との建設的対話を通じ、一緒に対応案を検討する
- 直接的な罰則はない

合理的配慮の例



飲食店で、店員が目の不自由な人にメニューを読み上げる



病院の待合室で、耳の不自由な人を呼び出すときは、近くまで呼びに行く



商業施設の案内で、知的障害のある人に店舗案内図に振り仮名を付けて渡す